

# 被災代替家屋特例適用申告書

令和 年 月 日

茂原市長宛

【申告者】 〒

住所又は所在地

氏名又は名称  
法人にあっては  
法人の名称及  
び代表者名

(フリガナ)

電話

個人番号又は法人番号  
(右詰で記載)

震災等により滅失又は損壊した家屋に代わるものとして取得し、又は当該損壊した家屋を改築したので、地方税法第352条の3及び第702条の4の2の規定に基づく減額について、下記のとおり申告します。  
なお、被災家屋が茂原市以外に所在していた場合は、被災家屋の所在した他市町村に対し、茂原市がその課税状況等を照会することに同意します。

記

## 1 代替家屋の状況

(納税者義務者)	氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 被災家屋の所有者との関係 ( )		
	住所(所在地)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 〒		
代替家屋	所在地	茂原市		
	家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
	共有持分	/	種類(用途)	
	取得・改築年月日	令和 年 月 日	構造	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

## 2 被災家屋の状況

(納税者義務者)	氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ		
	住所(所在地)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 〒		
被災家屋	所在地	茂原市		
	家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
	共有持分	/	種類(用途)	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 処分日: 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

- 「代替家屋」とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
- 「被災家屋」とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
- 申告書は、1棟(区分所有家屋の場合は住戸)ごとに作成していただくことになります。
- 特例の適用要件、提出書類については、裏面をご覧ください。

## 1 特例対象者

震災等により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等

- (1) 被災家屋の所有者（共有名義の場合は、その共有者を含む）
- (2) 被災年の1月2日から震災等の発生した日までの間に被災家屋を取得した者
- (3) (1) 又は (2) の者からその被災家屋を相続した者
- (4) (1) 又は (2) の者と同居する三親等内の親族
- (5) (1) 又は (2) の者との合併・分割によりその被災家屋を取得した法人等

## 2 特例措置の対象となる家屋

### (1) 被災家屋の要件

- ア 損害割合20%以上あること（罹災証明書の損害の程度が「半壊」以上であること、又は同程度以上の損害を受けていること）
- イ 取壊等の処分がなされていること

### (2) 代替家屋の要件

- ア 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること
- イ 原則被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であること
- ウ 被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得又は改築されたものであること

## 3 特例の内容

代替家屋を取得した年の翌年から4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分（一部改築の場合は、被災家屋の床面積から改築部分以外の床面積を控除した床面積相当分。）の税額を2分の1に軽減します。（地方税法附則第15条第6項から第15条の11までの課税標準の特例制度の適用がある場合には、その適用後の税額に対して適用されます。）

## 4 提出書類

被災代替家屋特例適用の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

- (1) 被災代替家屋特例適用申告書
- (2) 罹災証明書[写] ※半壊以上の判定があったもの  
（非住家の場合は、被災証明書[写]）
- (3) 被災家屋が処分されていることを証する書類（解体契約書[写]、解体完了通知書[写]等）
- (4) 被災家屋が茂原市以外に所在し、茂原市内に代替家屋を取得した場合は、被災家屋が所在したことを証する書面（固定資産税名寄帳[写]、納税通知書の課税明細書[写]等）
- (5) その他  
申告者が被災年の固定資産税の納税義務者と異なる場合には下記の書類も併せて提出してください  
ア 被災年の1月2日から震災等の発生した日までの間に取得した場合は、災害発生時に所在・所有したことを証する書類（不動産登記簿謄本[写]、建築請負契約書[写]、売買契約書[写]等）  
イ 被災家屋の所有者の相続人であり、かつ相続登記がなされていない場合は、住民票及び被相続人との関係がわかる戸籍謄本の写し  
ウ 被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族である場合は、住民票及び三親等内の親族であることを証する戸籍謄本の写し  
エ 被災家屋の所有者である法人に合併・分割があった場合は、法人の登記事項証明書の写し

※ 必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在した他の市町村に問い合わせをする場合があります。

## 5 提出期限

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の1月31日まで

## 6 提出先

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地  
茂原市役所 企画財政部 資産税課